

有田市原産地呼称管理制度について

制度の目的

有田市では、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者へ開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的とした「有田市原産地呼称管理制度」を創設します。

この制度では、農産物の栽培方法、味覚等による差別化を行い、原産地の個性や背景に係る明確化された基準に基づき公的機関が認定を行います。「有田市で生産されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピールすることにより、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、有田市産農産物の更なるブランド化を目指します。

平成22年産の温州みかんの果実を対象に制度をスタートしますが、農産物加工品等についても、順次本制度の導入を検討していきます。



制度導入の考え方

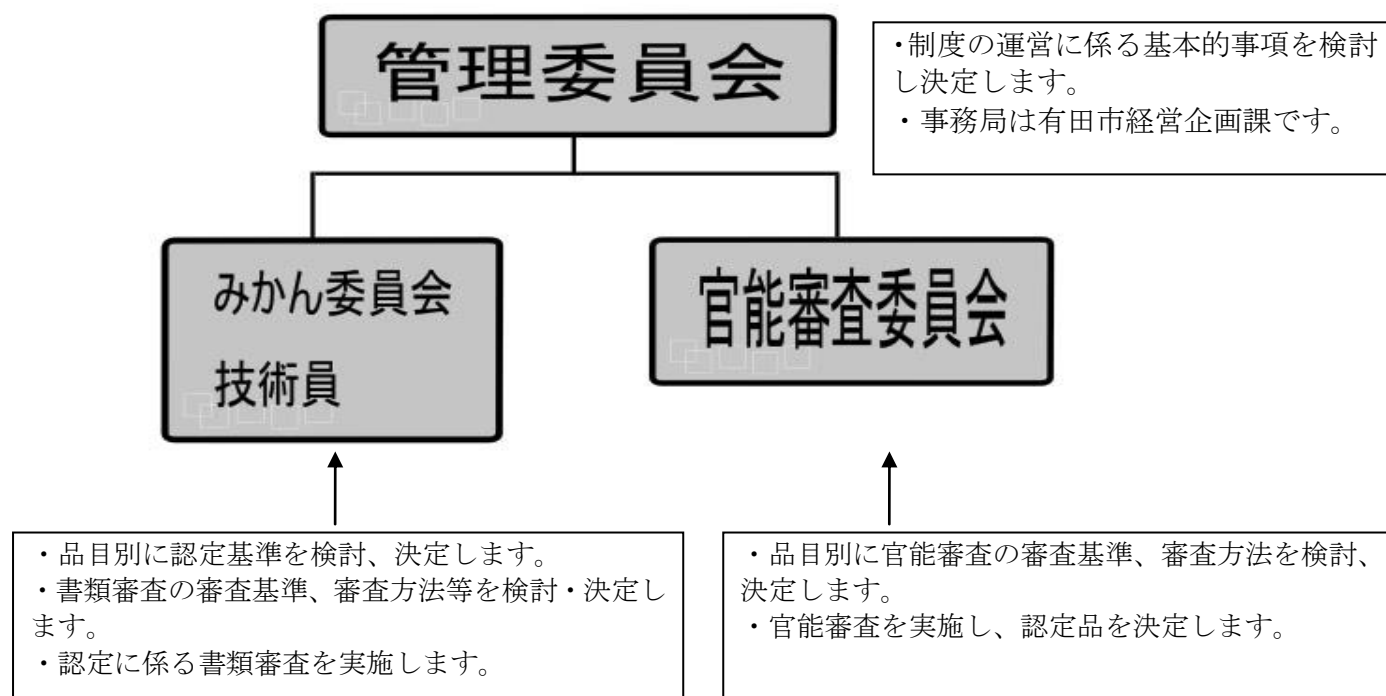
農産物の栽培方法、味覚による差別化

- 認定する原産地の区分を「有田市全体」にする。
原産地の個性・背景による他の地域との差別化を目指す。
- 「大きさ・色・形」等の既存の規格ではなく、価値を計る基準を「味覚・栽培方法・生産方法」等に求める。
農産物の体裁ではなく、味覚や生産過程に着目し、個性のあるものに対してその生産を支援していく方向で運営する。
- 味覚審査は官能審査員が実食することによる「絶対評価方式」にする。
糖酸計測値のみで判断するのではなく、食の専門家等で構成された官能審査員が実食して旨味等も加味した総合評価で判断する。
- 個性のあるものをこの制度の対象とし、長期的な視野でブランド化につなげる。

「有田市で生産されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピールすることにより、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、有田市産農産物の更なるブランド化を推進することで、将来的には、世界的にも認知されることを目指す。

制度運営の仕組み

制度を運営する組織として、全体を統括する「有田市原産地呼称管理委員会」、認定みかんの基準を検討・決定し、申請から審査までの運営を行う「みかん委員会」、官能審査を実施して認定品を決定する「官能審査委員会」、認定申請されたみかん園地を現地確認する「園地審査技術員」を設置します。各委員は生産者、流通関係者、消費者、学識経験者、食に関する専門家などで構成し、申請のあった商品について基準を満たすものかどうかについて公正厳格に審査し認定します。



認定品への表示

みかん委員会において定めた基準に適合し、官能審査委員会において認定品と認められた農産物等には、

共通表示項目 + **品目別表示項目** が記載されます。

(1) 共通表示項目

記載箇所	表示項目	ラベルへの記載
最も見やすい場所（原則として表面）	認定された旨の証明（ラベルへ印刷等）	「有田市原産地呼称管理委員会認定」 「有田モデル認定品」 又は 「Arida Appellation Control 」 と併記することができる

(2) 品目別表示項目

上記に加えて、品目別に定められた表示項目が記載されます。

有田市原産地呼称管理制度要綱

目次

第一章 総則（第 1 条・第 2 条）

第二章 組織

第一節 有田市原産地呼称管理委員会（第 3 条－第 6 条）

第二節 品目別委員会（第 7 条－第 11 条）

第三節 品目別官能審査委員会（第 12 条－第 16 条）

第三章 認定基準、審査基準等の制定（第 17 条・第 18 条）

第四章 認定手続き（第 19 条－第 21 条）

第五章 原産地呼称認定（第 22 条・第 23 条）

第六章 表示（第 24 条－第 27 条）

第七章 生産者の責務（第 28 条）

第八章 市の責務（第 29 条）

第九章 罰則等（第 30 条－第 32 条）

付則

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、原産地を名乗るために必要な基準等を定める有田市原産地呼称管理制度を運営し、生産情報が消費者へ開示された高い品質の農水産物及び農水産物加工品（以下「農産物等」という。）を提供していくことで、消費者の信頼を得て地域の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 有田市原産地呼称管理制度とは、品目別の認定基準に適合した農産物等に原産地の呼称を認定するものである。

第二章 組織

第一節 有田市原産地呼称管理委員会

（有田市原産地呼称管理委員会の設置）

第3条 制度の運営のために、有田市原産地呼称管理委員会（Arida Appellation Origin Control Committee。以下「管理委員会」という。）を設置する。

（管理委員会の役員）

第4条 管理委員会に会長を1名置く。

- 2 管理委員会に顧問を置くことができる。
- 3 会長が執務を行うことができない場合は、あらかじめ定める職務代理者が執務を代行する。

（管理委員会の構成）

第5条 管理委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、第7条で設置する品目別委員会委員長、第12条で設置する品目別官能審査委員会委員長、関係機関の職員、学識経験者、農産物等の生産、流通、消費について専門的な知識のある者から、市長が委嘱する。
- 3 委員会の事務局は、市長公室経営企画課に設置する。

（管理委員会の職務及び報酬）

第6条 管理委員会は、この制度の運営に係る基本的事項、品目別委員会及び品目別官能審査委員会に共通する事項について検討し、決定する。

- 2 管理委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

第二節 品目別委員会

（品目別委員会の設置）

第7条 品目毎の制度運営を行うために、品目別委員会を設置する。

（品目別委員会の役員）

第8条 品目別委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。

（品目別委員会の構成）

第9条 品目別委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、当該品目の生産、流通、消費について専門的な知識のある者等から、市長が委嘱する。

（品目別委員会の職務及び報酬）

第10条 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営について、必要な事項を決定する。

- 2 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営を行う。

3 品目別委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第11条 品目別委員会の事務局は、経済建設部に設置する。

第三節 品目別官能審査委員会

(品目別官能審査委員会の設置)

第12条 品目毎の官能審査を行うために、品目別官能審査委員会を設置する。

(品目別官能審査委員会の役員)

第13条 品目別官能審査委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

(品目別官能審査委員会の構成)

第14条 品目別官能審査委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、当該品目の官能審査ができる専門家及び消費者等から、市長が委嘱する。

(品目別官能審査委員会の職務及び報酬)

第15条 品目別官能審査委員会は、当該品目の官能審査を行い、品目別委員会に報告する。

2 品目別官能審査委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第16条 品目別官能審査委員会の事務局は、市長公室経営企画課に設置する。

第三章 認定基準、審査基準等の制定

(認定基準等の制定)

第17条 原産地呼称の認定の基準、審査の基準、審査の方法、認定された農産物等の表示の基準等については、品目別委員会が検討し、市が決定する。

(認定基準等の公表)

第18条 品目別委員会は、認定の基準及び認定された農産物等の表示の基準を定めたとき、または、改正をしたときは公表するものとする。

2 審査の基準及び審査の方法については、審査に支障のない範囲で公表するものとする。

第四章 認定手続き

(認定手続き)

第19条 認定を受けようとする者は、品目別委員会で別に定める様式に必要事項を記載した申請書を品目別委員会委員長に提出しなければならない。

(審査)

第20条 認定のための審査は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条の申請書類に基づく書類審査
- (2) 申請された農産物等の品質審査
- (3) 申請された農産物等の官能審査

2 前項の審査のほか、必要に応じて現地審査を実施する。

(審査機関)

第21条 審査は、品目別委員会が行う。

第五章 原産地呼称認定

(認定)

第22条 品目別委員会は、審査結果に基づき、農産物等の原産地呼称認定を行う。

2 品目別委員会は、認定結果を管理委員会及び申請者に報告する。

(認定の公表)

第23条 品目別委員会は、認定した農産物等を公表する。

第六章 表示

(表示)

第24条 認定された農産物等（以下「呼称管理農産物等」という。）には、「有田市原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、詳細は品目別委員会で定める。

3 文字の大きさは、日本工業規格に定める8ポイント以上とする。

4 第1項の表記には、「有田市モデル認定品」又は「Arida Appellation Control」を併記することができる。

(内容表示)

第25条 呼称管理農産物等には、第17条に基づき品目別委員会が定めた表示基準により内容を表示しなくてはならない。

2 前項の表示の方法については、品目別委員会で定める。

(表示に関する指示等)

第26条 生産者は、呼称管理農産物等に正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

2 品目別委員会は、呼称管理農産物等の表示が不適當であると認めたときは修正を指示することができる。

(排他的利用)

第27条 前項の表示は、呼称管理農産物等以外の農産物等（以下「偽装農産物等」という。）に使用してはならない。

2 品目別委員会は、偽装農産物等の生産者に対して、表示の修正を求めるものとする。

第七章 生産者の責務

(呼称管理農産物等の生産者の責務)

第28条 呼称管理農産物等の生産者は、本要綱の規定に従うとともに、品目別委員会の指示に従い、責任を負うものとする。

第八章 市の責務

(市の責務)

第29条 市は、この制度を広く周知し、地域の活性化につながるよう努めるものとする。

第九章 罰則等

(立入検査及び報告徴収)

第30条 品目別委員会は、この要綱に基づき必要な範囲において、呼称管理農産物等の生産者、販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求め、又は関係箇所の立入調査を求めることができる。

(認定の取り消し及び回収)

第31条 品目別委員会は、前条の調査結果等に基づき、呼称管理農産物等の認定の取り消しを行うことができる。

2 前項により呼称管理農産物等の認定が取り消された場合、品目別委員会は、その回収を求めることができる。

(公表)

第32条 前条第2項の回収を生産者が相当な期間行わない場合は、品目別委員会は、農産物等の名称、生産者を公表することができる。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第6条・10条・15条関係）

区分	報酬額
管理委員会委員	1 回につき 15,000 円
品目別委員会委員	1 回につき 7,500 円
品目別官能審査委員会委員	1 回につき 30,000 円

有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領

(目的)

第1条 この要領は、有田市原産地呼称管理要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、有田市原産地呼称管理委員会が認定するみかんの基準（以下「認定みかん基準」という。）を定め、有田市原産地呼称管理委員会みかん委員会（以下「みかん委員会」という。）及び有田市原産地呼称管理委員会みかん官能審査委員会（以下「みかん官能審査委員会」という。）がこの基準に適合するみかんを審査、認定することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定みかん」とは、認定みかん基準に適合したみかんをいう。

(認定対象)

第3条 認定の対象は、当該年産のみかんとする。

(申請者)

第4条 申請者は、個人・生産組織・その他みかん委員会が認める者で、認定みかんの生産販売を目指す者とする。

2 前項の「その他みかん委員会が認める者」とは、市内に事業所を有する農業協同組合等で、生産者を統括し、かつ、消費者に対して認定みかんについての責任を持つことができるのみかん委員会が認める者とする。

3 第1項の申請者は、前年度に要綱第31条の規定により認定を取り消されていない者であること。

(生産者の基本姿勢)

第5条 生産者は、適切な肥培管理により、食味の向上を目指した栽培を行うよう努めること。

(認定の基準)

第6条 認定みかん基準は別表のとおりとする。

(申請)

第7条 要綱第19条の規定による申請は、みかん委員会が別に定める期日までに有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請書（以下「認定申請書」という。）（様式1）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

2 申請者は、認定みかん基準に規定する審査及び官能審査を受験するため、みかん官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象みかんをみかん委員会委員長に提出するものとする。

3 前項の審査対象みかん提出時に、原産地呼称管理制度「認定みかん」栽培実績等報告書（様式2）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

(申請の取消し)

第8条 申請者は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請書を提出した後、

有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請取下げ書（様式3）をみかん委員会委員長に1部提出することをもって申請を取下げることができるものとする。

（審査基準及び方法）

第9条 要綱第20条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) みかん委員会は、提出された認定申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) みかん委員会は、認定みかん基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (3) 現地調査は、みかん委員会のほかみかん官能審査委員会及び市が実施できるものとする。
- (4) みかん委員会は、申請者に審査対象みかんを提出させ、品質検査を行うものとする。
- (5) みかん委員会は、書類審査、現地調査及び品質検査の結果を申請者に通知する。
- (6) みかん官能審査委員会は、みかん委員会が官能審査以外の認定みかん基準に適合したと認めたみかんについて、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

（認定）

第10条 要綱第22条第1項の規定により、みかん委員会及びみかん官能審査委員会は第9条の審査に合格したみかんについて認定を行い、認定書（様式4）を交付するものとする。

（認定みかんの表示）

第11条 要綱第24条及び第25条の規定による認定みかんの表示は、みかん委員会が別に定めるところにより行うこととする。

（認定台帳）

第12条 みかん委員会は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定台帳（様式5）を作成し、保管するものとする。

（認定みかんの出荷）

第13条 認定を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は認定みかん基準を満たすみかん以外を認定みかんとして出荷することができない。

2 認定みかんは、収穫後最適な時期に出荷しなければならない。

（認定みかんの調査等）

第14条 みかん委員会は認定を受けた申請者に対し、無作為抽出のうえ、要綱第30条に基づく抜き打ち調査を行うことができる。

2 認定申請者は、要綱第30条に基づく立入調査等が行われる場合これに協力しなければならない。

3 認定申請者は、認定みかんの生産から出荷の情報を確認できる書類を整えておかなければならない。

（認定みかんの出荷結果報告）

第15条 認定申請者は、認定みかんの出荷が終了したときから15日以内に有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」出荷実績報告書（様式6）をみかん委員会委員長に1

部提出するものとする。

(認定品のPR)

第16条 認定申請者は、認定みかんのPRに励むとともに、有田市原産地呼称管理制度のPRに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

別表

認定みかん基準

区 分	基準項目	基 準
生産地	栽 培 地	・ 有田市内であること
	地区設定	・ 統一した栽培方法で、委員会が認定した園地であること
	生産面積	・ 基準を満たす園地面積が10 a 以上であること
生 産	品 種	・ 温州みかんであること
	農薬使用	・ 農薬取締法に基づき登録された農薬を、適正に使用し、使用履歴を記録すること
	履 歴	・ 生産から出荷までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること ・ 履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと
	等級	・ 秀 とする
	階級	・ 2 S、S、M、L とする (ただし、2 Lについては、条件付きで認めるものとする)
	品質検査	・ サンプル検査において、糖度が12度以上、酸度が1.0%以下であること
出 荷	形 態	・ 10 k g 以下の箱詰めとすること
	期 限	・ 認定品としての出荷は、収穫後 最適時期にすること
官 能 審 査		・ 別に設置する「みかん官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること

有田市みかん官能審査実施要領

1. 官能審査の目的

この審査は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領第9条の5の規定により官能審査を行うことで、申請みかんの品質を評価するために実施する。

2. 審査機関

審査は、原産地呼称管理制度みかん官能審査委員会が行う。

3. 官能審査の方法

審査方法は以下のとおりとする。

(1) 官能審査の基本的な考え方

官能審査委員会による食味審査の結果を踏まえた上で、合議により評価を行うこととし、品質が優れているものを認定する。

(2) 評価方法

官能審査項目及び評価尺度は次のとおりとし、様式1により採点を行う。

ア 項目評価

項目	内容
①外観	目でみた傷の有無、形状、色等
②糖度	味わったみかんの甘さ
③酸度	味わったみかんのすっぱさ
④味	味わった時のうまみ等
⑤総合評価	食味の総合的な評価

イ 評価尺度

評価尺度	評価値
優れている	9・10
やや優れている	7・8
並	5・6
品質的に問題がある	3・4
明確な欠点を持ち、不適當	1・2

4. 官能審査の合否判定について

(1) 評価の方法

食味審査では、官能審査員による評価を行う。

(2) 合否の判定

食味審査の結果を踏まえた官能審査委員の合議により決定する。

ア 食味審査の結果は、外観・糖度・酸度・味の各項目の評価も考慮しつつ、総合評価の点数を基本として評価する。

イ 合議の際には、必要に応じて計測器等による測定値も参考とする。

- (3) 官能審査による総合評価の平均点が6.5点以上の申請みかんについて、審査員の合議により可否を決定する。

5. 官能審査の方法及び留意事項

(1) みかんの収穫・保管

区分	実施方法	留意事項
ア 申請みかんの収穫及び提出	審査対象みかんとして、所定の果実をみかん委員会が指定する期日までに収穫し、提出する。	階級Mサイズのみかん果実 3 kg
イ みかんの保管	提出のあった申請みかんは、審査当日までの間、同一の冷暗所に保管する。	

(2) 食味審査

区分	留意事項
ア 同一条件での審査	審査までの経過時間に差がないようにする。
イ 試食	1つのみかんを4等分し、それを審査員が試食する。 試食が変わる都度、ミネラルウォーターで口をすすぐ。
ウ 評価	申請みかんごとに「外観」、「糖度」、「酸度」、「味(バランス)」、「総合評価」の順序で評価し、評価用紙に記入する。
エ 評価用紙の回収	全ての審査対象みかんについての試食・評価が終了した後に、記載漏れのないことを確認して回収する。
オ 合議	総合評価の平均点が基準以上の申請みかんについて、品番順に委員による合議を行い、可否を決定する。

(様式 1)

みかん官能審査票

審査員氏名 _____

○審査項目及び評点基準は次のとおりとする。

項 目	評点基準
① 外観	9・10点 優れている
② 糖度	7・8点 やや優れている
③ 酸度	5・6点 並
④ 味（バランス）	3・4点 品質的に問題がある
⑤ 総合評価	1・2点 明確な欠点を持ち、不適當

品番	外観	糖度	酸度	味	総合評価	コメント (6点以下の評価のある場合には必ず記入する)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						